

京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成21年3月31日京都市条例第90号）（理財局税務部主税課）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

- (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成25年12月31日まで延長します。（附則第17条の6関係）
- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長します。（附則第18条の2関係）
- (3) 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を1.8パーセントの軽減税率とします。

（京都市市税条例の一部を改正する条例（平成20年6月26日京都市条例第13号）附則第2条関係）

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 平成21年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る同年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担について、次のとおり調整措置を講じます。

ア 宅地等（農地以外の土地をいいます。以下同じ。）に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該宅地等の当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」といいます。）を超える場合は、当該宅地等調整税額とします。ただし、宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該住

宅用地又は商業地等の当該年度の価格に10分の8又は10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合は当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合は当該税額とします。（附則第9条及び第14条関係）

イ アにかかわらず、住宅用地のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額）に対する割合をいいます。以下同じ。）が0.8以上の土地及び商業地等のうち負担水準が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とします。（附則第9条及び第14条関係）

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とします。（附則第9条及び第14条関係）

エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とします。（附則第10条及び第15条関係）

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075

負担水準の区分	負担調整率
0.7未満のもの	1.1

オ 市街化区域農地について、次のとおり税負担の調整措置を講じます。

(ア) 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格の3分の1（都市計画税にあつては、3分の2）の額に10分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」といいます。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とします。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格の3分の1（都市計画税にあつては、3分の2）の額に10分の8を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該市街化区域農地の当該年度の価格の3分の1（都市計画税にあつては、3分の2）の額に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とします。（附則第12条の2及び第16条の2関係）

(イ) (ア)にかかわらず、市街化区域農地のうち負担水準が0.8以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とします。

（附則第12条の2及び第16条の2関係）

(2) 平成22年度分又は平成23年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失うと認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とします。（附則第8条の3及び第1

1 条関係)

- (3) 宅地等で当該年度における用途が前年度の用途と異なるものについて平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担の調整措置を適用する場合には、税額計算の基礎となる当該各年度の前年度の課税標準額の算定方式は、当該宅地等の用途変更後の用途に係る本市の平均の負担割合を使用する方式によらず、当該宅地等が、当該各年度の前年度における賦課期日においても、当該各年度における賦課期日における用途と同じ用途に供された宅地等であったものとみなして算定する方式によることとします。

(附則第9条の2及び第14条の2関係)

- (4) 一定の市街化区域農地であり、平成6年4月1日以後において住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、かつ、土地区画整理事業に係る認可等がされた区域内にあるものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止します。(附則第16条の4の2関係)

3 事業所税

特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、従業者割の課税標準の特例措置を廃止するとともに、資産割の課税標準の特例措置の適用期限を平成21年6月30日まで延長します。(附則第20条関係)

4 その他

その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第90号

京都市市税条例等の一部を改正する条例

(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8条の3の見出し中「平成19年度又は平成20年度」を「平成22年度又は平成23年度」に改め、同条第1項中「平成19年度分又は平成20年度分」を「平成22年度分又は平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地又は平成19年度類似適用土地で、平成20年度分」を「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地で、平成23年度分」に改める。

附則第8条の4を削る。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「附則第18条の3」の右に「（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条第2項中「及び」を「まで及び」に改め、同条第3項中「平成19年度」を「平成22年度」に改め、同条第4項中「平成20年度」を「平成23年

度」に改める。

附則第12条の2中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第14条の前の見出し及び同条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第14条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「附則第25条の3」の右に「（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第15条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第16条の2中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第16条の4の2を削る。

附則第17条の3第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第17条の6第3項第2号中「これらの規定」を「第27条の6第1項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「の所得割の額」との右に「、同条（第1項及び第4項を除く。）」、附則第4条の4及び第5条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第3項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の6第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とを加え、

同条第4項中「平成20年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第20条の見出し中「事業所税」の右に「のうち資産割」を加え、同条中「附則第32条の7又は附則第32条の8に規定する事業」を「附則第33条の規定の適用を受ける事業」に改め、「事業所税」の右に「のうち資産割」を加え、「又は従業者給与総額」を削り、「これらの規定」を「同条」に、「附則第32条の7又は附則第32条の8に規定するところ」を「附則第33条に規定するところ」に改める。

(京都市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成20年6月26日京都市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第3項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「附則第8条第10項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号」を「附則第8条第10項」に改め、「金額に相当する」を削り、同条第5項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「附則第8条第19項に」を「附則第8条第17項に」に、「附則第8条第19項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号」を「附則第8条第17項」に改め、「金額に相当する」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成21年度分の固定

資産税及び都市計画税から適用し、平成20年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する規定の適用区分)

第3条 改正後の条例附則第20条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成21年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成21年前の年分の個人の事業及び平成21年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(理財局税務部主税課)